

## 山梨県吹奏楽連盟・備品楽器等貸出し（借用）規定

- 第1条（備品の種類） 平成22年4月1日現在、本連盟が所有する楽器等の備品は、次のとおりである。（ ）内は、本数  
1. ドラ（2） 2. チャイム（2） 3. 譜面台（200）
- 第2条（管理・保管） 本連盟の備品は、貸出し等その一切を広報部長が管理し、楽器の保管場所は、内藤楽器店に依頼する。
- 第3条（申込方法） 本連盟の楽器等を借用したい場合は、連盟が指定する借用書により、借用したい一ヶ月前の月の1日までに申し込む。
- 第4条（貸出し基準） 加盟全団体に公平な貸出しができるよう、原則として貸出し基準を次のようにする。  
※(1)貸出しの決定は、原則として毎月2日に抽選等により決定する。  
※(2)貸出しの期間は、原則として1週間から10日を限度とする。  
※(3)コンクール・コンテスト・吹奏楽祭等行事一ヶ月前は、原則として出場団体を優先とする。（打ち合わせ会当日に抽選割り振り）  
※(4)申し込みが多いときは、できるだけ話し合い調整により、すべての団体に割り振れるようにしたい。  
※(5)中途や突発的申し込み、また、上記(3)の行事前と重なるような定期演奏会のための貸出しについても、できるかぎり調整し貸出しができるようにしたい。
- 第5条（備品維持費） 本連盟の備品は、多くの団体が使用するため楽器の維持管理が大変難しくなっています。そこで貸出しについては、借用団体より一回の貸出しにつき次のように楽器管理維持費を徴収します。  
(1) ドラー式 ～ 1,000円  
(2) チャイム一式 ～ 2,000円  
(3) 譜面台1本につき～ 20円
- 第6条（貸出し許可） 貸出しについての許可書は、本連盟広報部長より文書により通知する。以下、広報部長の指示に従い借用する。
- 第7条（備品輸送） 備品借用についての一切の輸送（返却含む）は、すべて借用団体の責任によりその経費等を負担する。
- 第8条（備品破損） 備品借用中に万一破損等が起こった場合はその事由によって借用団体に修理・弁償等の責任を取っていただく。
- 第9条（申込先） 本連盟の備品借用の申込先は、広報部長とする。